２０２３（令和５）年５月２日

東京電力ホールディングス株式会社さま

　　高木彰臣弁護士さま

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　門馬好春（３０年中間貯蔵施設地権者会会長）

お世話になっております。

中間貯蔵施設の営農賠償について下記のとおり申し入れをいたします。

２０２３（令和５）年４月１０日付ご送付文書、同月１７日付ご送付文書、同月２１日付ご送付文書、同月２７日付ご送付文書のご回答をよろしくお願いいたします。

４月１０日付及び同月２１日ご送付文書は御社の約束違反を記した内容です。

４月１７日付ご送付文書は昨年８月８日熊本一規明治学院大学名誉教授が御社に交渉の場で直接手渡しした質問書の内容を私の名で再度ご送付したものです。

４月２７日付ご送付文書は双方について早々の回答を求めたものです。

それぞれ今月で７カ月と９カ月を経過することになります。

御社として回答が困難であるとしても、あまりにも誠意がなく悪意さえ感じます。

速やかなるご回答をよろしくお願いいたします。　　　　以　上

高木弁護士へのメール送付文

お世話になっております。別添の通り中間貯蔵施設の営農賠償に関する東電回答を求めた文書をお送りさせて頂きます。東電への速やかなるご送付「転送など」よろしくお願いいたします。

なお、高木先生から東電へのご送付をいつするかはSMで「内部問題」とのご回答でした。その後私からの再度のSMに対して高木先生からのご返信はありませんでした。今後も高木先生が同じお考えの場合は、当方において速やかなる対応も検討せざるを得ないと思量いたします。